

項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市東区長 松出由美

（平成26年度の状況）

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成26年4月22日	中山西二丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2014年6月全国放送サービス接触動向調査	平成26年5月15日	中山西一丁目
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成26年6月10日	牛田本町五～六丁目
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	世論調査（広島市広域商圏調査）	平成26年6月11日	上大須賀町・若草町・光町二丁目・山根町・牛田東四丁目・牛田南二丁目・牛田中一丁目・牛田本町五丁目・牛田新町三丁目・戸坂くるめ木一丁目・戸坂惣田一丁目・戸坂出江二丁目・戸坂南一丁目・尾長東一丁目・中山南二丁目・中山上二丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	世論調査（広島市広域商圏調査）	平成26年6月26日	温品六丁目・上温品三丁目・馬木八丁目・福田一丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	母子保健に関する世論調査	平成26年6月26日	矢賀三丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2014年新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成26年7月23日	戸坂桜上町
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	戦後70年に関する意識調査	平成26年10月9日	山根町
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2014年11月全国サービス接触動向調査	平成26年10月15日	温品三丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	高齢者の日常生活に関する意識調査	平成26年11月5日	中山東二丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	平成26年度 食育に関する意識調査	平成26年11月5日	牛田本町五丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	1人暮らし高齢者に関する意識調査	平成26年11月12日	上温品四丁目
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成26年12月2日	戸坂山根二丁目

一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	土地問題に関する国民の意識調査	平成26年12月9日	中山新町三丁目
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	地球温暖化対策に対する意識と行動に関する調査	平成26年12月10日	東蟹屋町
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	社会意識に関する世論調査	平成26年12月11日	戸坂大上四丁目
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	全国たばこ喫煙者調査	平成26年12月11日	馬木八丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	少子高齢社会における社会階層と移動に関する調査	平成27年1月8日	戸坂大上二丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	日本人とテレビ・2015調査	平成27年1月29日	若草町
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	第10回生活と意識についての国際比較調査	平成27年2月5日	中山上一丁目
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成27年2月18日	牛田新町一丁目

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

広島市南区告示第5号

平成27年4月9日

自動車臨時運行に関する取扱規則第2条第5項の規定により、つぎの自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市南区長 田原 範 朗

自動車臨時運行許可番号標 広島 18-83

広島市南区告示第6号

平成27年4月9日

自動車臨時運行に関する取扱規則第2条第5項の規定により、つぎの自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市南区長 田原 範 朗

自動車臨時運行許可番号標 広島 18-53

広島市南区告示第7号

平成27年4月9日  
自動車臨時運行に関する取扱規則第2条第5項の規定により、  
つぎの自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市南区長 田原 範朗

自動車臨時運行許可番号標 広島 18-06  
広島 18-30

広島市西区告示第1号

平成27年4月4日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市西区長 岩崎 静二

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 22-74

広島市安佐北区告示第1号

平成27年4月10日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安佐北区長 立岩 薫

（平成26年度の状況）

（安佐北区市民課）

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊広島地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報	平成26年11月26日	安佐北区（白木・高陽・安佐出張所管内を除く）全域 平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた男女 280件

（安佐出張所）

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊広島地方協力本部長	自衛官の募集に伴う広報	平成26年12月4日	安佐北区安佐出張所管内全域 平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた男 75件

（白木出張所）

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊広島地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報	平成26年12月2日	安佐北区白木出張所管内全域 平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた男 40件

（高陽出張所）

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲

防衛省 自衛隊広島地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報	平成27年1月14日	高陽出張所管内全域 平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた男 355件
---------------------	--------------	------------	---

備考 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。

広島市安佐北区告示第2号

平成27年4月10日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市安佐北区長 立岩 薫

（平成26年度の状況）

（安佐北区市民課）

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
日本放送協会 会長 榎井 勝人	「6月全国視聴率調査」の実施	平成26年5月13日	亀山三丁目（明治～平成19年生まれ） 14件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「テレビ視聴に関する調査」の実施	平成26年5月29日	亀山五丁目（16歳以上の男女） 14件
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	世論調査（平成26年度広島市広域商圏調査）の実施	平成26年6月18日	可部二丁目 五丁目 可部東四丁目 可部南三丁目 亀山七丁目 三入五丁目 三入南二丁目 可部町桐原 120件
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	母子保健に関する世論調査	平成26年7月1日	可部南二丁目 13件
日本放送協会 会長 榎井 勝人	「11月全国視聴率調査」の実施	平成26年9月2日	亀山三丁目（明治～平成19年生まれ） 14件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「生活意識に関するアンケート調査」の対象者抽出	平成26年9月3日	亀山六丁目七丁目 20歳以上の男女 15件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「生活倫理に関する意識調査」の実施	平成26年9月2日	可部東六丁目 16歳以上の男女 12件
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	一人暮らしの高齢者に関する意識調査	平成26年11月18日	亀山八丁目 満65歳以上の男女 14件
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	土地問題に関する国民の意識調査	平成26年11月27日	亀山六丁目 20歳以上の男女 13件
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	「全国たばこ喫煙者調査」の実施	平成27年1月14日	亀山三丁目（大正14年5月1日～平成7年4月30日生まれの男女） 20件
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	日本の民主主義および司法制度に関する世論調査	平成27年2月10日	三入六丁目 満20歳以上の男女 20件

株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 戸祭 浩	広島市土砂災害被災地域におけるライフライン情報ニーズ調査	平成27年 2月26日	可部 可部東 可部南 三入 三入東 亀山 亀山西 亀山南 20歳以上の男女 200件
--------------------------------	------------------------------	----------------	--

(安佐出張所)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	世論調査「広島市広域商圏調査」の実施	平成26年 6月25日	安佐町久地, 安佐町くすの木台, あさひが丘五丁目 3地点 45件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「くらしと生活設計に関する調査」の対象者抽出	平成26年 8月8日	安佐町大字久地(平成6年7月31日以前の生年月日の方) 満20歳以上の男女 20件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「女性の活躍推進に関する世論調査」の実施のための対象者抽出	平成26年 8月12日	あさひが丘二丁目(平成6年7月末日まで生まれ) 満20歳以上の男女 15件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「がん対策に関する世論調査」の実施のための対象者抽出	平成26年 10月14日	あさひが丘三丁目(平成6年10月末日まで生まれ) 満20歳以上の男女 14件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「平成26年度男女間における暴力に関する調査」の実施のための対象者抽出	平成26年 11月11日	あさひが丘三丁目(平成6年11月末日まで生まれ) 満20歳以上の男女 25件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「テレビ視聴に関する調査」のための対象者抽出	平成26年 11月27日	安佐町大字鈴張(平成10年12月末日まで生まれ) 満16歳以上の男女 28件

(高陽出張所)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	2014年度「旅行・観光消費動向調査」の対象者抽出	平成26年 5月21日	落合南三丁目 85件
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	世論調査「広島市広域商圏調査」の実施	平成26年 6月19日	口田四丁目, 口田南七丁目, 落合一・五丁目, 落合南四丁目, 真亀五丁目, 倉掛一丁目, 深川六丁目, 狩留家町 9地点 135件(女性)
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」の対象者抽出	平成26年 12月16日	口田南二丁目 満20歳以上(平成6年12月末日までに生まれた)日本人の男女 14件
株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山創一	2015年「全国たばこ喫煙者調査」の対象者抽出	平成27年 1月21日	口田四丁目(大正14年5月1日~平成7年4月30日生まれの男女) 20件

一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「少子高齢社会における社会階層と移動に関する全国調査研究」の対象者抽出	平成27年 1月15日	真亀五丁目 満20歳以上79歳以下(昭和10年1月1日~平成6年12月末日までに生まれた)日本人の男女 25件
-------------------------	-------------------------------------	----------------	---

株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 戸祭 浩	「広島市土砂災害被災地域におけるライフライン情報ニーズ調査」の対象者抽出	平成27年 2月24日	落合南一・三丁目, 口田四丁目, 口田南一・五・九丁目, 亀崎二・四丁目, 深川六丁目, 真亀五丁目, 落合四丁目(20歳以上の男女) 220件
---------------------------------	--------------------------------------	----------------	---

一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	「感染症に関する意識と行動調査」の対象者抽出	平成27年 3月3日	落合南二丁目20番街区(昭和19年5月1日~平成7年4月30日生まれの男女) 30件
----------------------------	------------------------	---------------	---

一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2015年「全国放送サービス接触動向調査」の対象者抽出	平成27年 3月5日	口田南八丁目 7歳以上(平成20年12月末日までに生まれた)日本人の男女 12件
-------------------------	-----------------------------	---------------	--

(白木出張所)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	世論調査「広島市広域商圏調査」の実施	平成26年 6月24日	白木町大字井原・白木町大字秋山 2地点 30件
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 戸祭 浩	NHK放送文化研究所実施の「広島市土砂災害被災地域におけるライフライン情報(生活情報)ニーズ調査」対象者抽出	平成27年 2月25日	白木町大字井原, 大字古屋, 大字志路に在住の20歳以上の男女 20件

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

広島市安佐北区告示第3号

平成27年4月17日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐北区長 立 岩 薫

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
藤本 知佳	広島市安佐北区三入南二丁目4番4号	職権消除

広島市佐伯区告示第2号

平成27年4月15日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市佐伯区長 若林 健祐

（平成26年度の状況）

	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊広島地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報	平成26年12月2～4日	佐伯区（湯来出張所管内を除く。）
自衛隊広島地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報	平成26年12月10日	湯来出張所管内全域
広島市環境局業務第二課	浄化槽法第十二条第一項	平成27年1月16日	三宅三丁目

備考 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。

広島市佐伯区告示第3号

平成27年4月15日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市佐伯区長 若林 健祐

（平成26年度の状況）

申出者氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
日本放送協会 会長 榎井 勝人	6月全国視聴率調査	平成26年5月13日	三筋一丁目
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成26年5月15日	五日市中央四丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	国民生活に関する世論調査	平成26年6月3日	八幡三丁目
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成26年6月10日	五日市中央四丁目、五日市中央五丁目
株式会社 中国新聞社			五月が丘四丁目、五日市町大字上河内、美鈴が丘緑一丁目、屋代三丁目、五日市中央四丁目、五日市一丁

代表取締役社長 岡谷 義則	広島市広域商圏調査	平成26年6月12日	目、五日市六丁目、藤垂園、楽々園一丁目、楽々園五丁目、五日市町大字皆賀、藤の木三丁目、利松一丁目、八幡四丁目、観音台一丁目、千同二丁目、三宅五丁目、石内南四丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	60歳代の雇用・生活の実態と65歳を超えた雇用促進のための条件把握のための調査	平成26年6月17日	坪井二丁目
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	広島市広域商圏調査	平成26年7月2日	湯来町大字伏谷
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年8月7日	楽々園四丁目
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成26年8月19日	坪井一丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2014年11月全国放送サービス接触動向調査	平成26年10月9日	美の里一丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	基本的法制度に関する世論調査	平成26年10月29日	美鈴が丘東一丁目
株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	食育の推進に関するアンケート調査	平成26年11月6日	五月が丘五丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	家計消費状況調査	平成26年11月13日	観音台三丁目、五日市町大字石内、五日市中央五丁目
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成26年12月11日	八幡三丁目、八幡四丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	社会意識に関する世論調査	平成26年12月16日	薬師が丘三丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	少子高齢化社会における社会階層と移動に関する全国調査	平成27年1月8日	海老山南二丁目
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	2015年全国たばこ喫煙者率調査	平成27年1月20日	五日市四丁目
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成27年2月19日	五月が丘三丁目、五月が丘四丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	家計消費状況調査	平成27年2月25日	観音台四丁目、利松一丁目、利松三丁目、八幡が丘一丁目

備考

- 1 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。
- 2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

**公 告**

公 告

平成27年4月1日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年広島市条例第64号）第8条第1項第2号の規定に基づき、下水道事業受益者負担金を徴収しない区域を別紙のとおり指定したので公告します。

広島市長 松井 一 實

区名	町名	地番
南区	上東雲町	1番1から2まで、2番1から7まで、3番1から4まで、4番1から5まで、5番1から14まで、6番1から9まで、6番11から13まで、7番1から11まで、8番1から19まで、9番1から19まで、10番1から10まで
	段原日出一丁目	1番1から18まで、2番1から12まで、3番1から14まで、4番1から17まで、5番1から28まで、6番1から16まで、7番1から17まで、8番1から21まで、9番1から19まで、10番1から14まで、11番1から17まで、12番1から4まで、13番1から14まで、14番1から14まで、15番1から9まで
	段原日出二丁目	1番1から4まで、2番1から20まで、3番1から13まで、4番1から12まで、5番1から21まで、6番1から24まで、7番1から11まで、8番1から14まで、9番1から18まで、10番1から20まで、11番1から13まで、12番1から12まで、13番1から21まで、14番1から18まで
	段原三丁目	24番1から9まで
	段原四丁目	8番7から8まで、9番13から14まで、21番1から9まで、22番1から4まで、22番7から9まで、22番11から13まで
	段原山崎一丁目	1番1から19まで、2番1から19まで、3番1から7まで、3番11から13まで、4番1から26まで、5番1から11まで、6番1から12まで、7番1から6まで、8番1から14まで、9番1から12まで、10番1から15まで、11番1から12まで、12番1から20まで

	段原山崎二丁目	1番1から15まで、2番1から17まで、3番1から14まで、4番1から16まで、5番1から8まで、6番、7番1から19まで、8番1から13まで、9番1から2まで、9番4から19まで、10番1から22まで、11番1から12まで、12番1から20まで、13番1から21まで、14番1から15まで
	段原山崎三丁目	1番1から18まで、2番1から26まで、3番1から6まで、4番1から29まで、5番1から6まで、6番1から10まで、7番1から9まで
	段原南二丁目	5番10、13番5
安佐南区	川内三丁目	1196番9、1196番15、1196番18から19まで、1196番22から24まで
	山本八丁目	1474番4、1474番6から8まで、1475番13、1475番15から16まで、1476番5、1476番8から10まで、1476番12
安佐北区	可部南一丁目	587番5、587番18から29まで、
	三入二丁目	682番1、682番8から13まで
佐伯区	五日市六丁目	126番3から7まで、126番17から25まで、126番27から49まで、126番52から53まで、126番55から63まで、126番65から70まで、132番2から4まで、445番2から3まで

~~~~~  
公 告

平成27年4月20日

平成27年3月23日現在において調製した広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員補欠選挙の宅地所有者選挙人名簿については、異議の申出がありませんでしたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の規定により公告します。

なお、宅地所有者選挙人名簿は、この公告の日において確定します。

平成27年5月24日執行の広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員の数を、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第4項の規定により公告します。

選挙すべき委員の数は次のとおりです。

広島市長 松井 一 實

- 1 委員  
宅地の所有者が選挙すべき委員の数 2人
- 2 予備委員  
宅地の所有者が選挙すべき委員の数 3人